

## 第3期推進本郷第三地区支えあいネットワーク 規約

制 定 平成28年4月1日

(名称及び事務所)

第1条 この会は、第3期推進本郷第三地区支えあいネットワーク（以下「支えあいネットワーク」という。）と称し、事務所は横浜市中野地域ケアプラザ内に置く

(目的)

第2条 支えあいネットワークは、第3期栄区地域福祉保健計画の本郷第三地区 地区別計画（以下「第3期地区別計画」という。）に基づいて活動を行い、地域課題に関する情報の共有、地域福祉保健活動を実施する自治会・町内会、各種団体、グループ、個人等の連携の強化、課題解決への取組、各種活動への支援等を通して、人々が支えあう地域づくりを推進することを目的とする。

(運営)

第3条 支えあいネットワークは、次の各号に掲げる全体会、幹事会及び分科会を置き、第3期地区別計画の推進及び地域課題の解決を行う。

- (1) 全体会は、支えあいネットワークに関係する自治会・町内会、各種団体、個人等に広く呼びかけ、次号及び第3号に定める幹事会及び分科会の活動をはじめ、本郷第三地区における地域福祉保健活動を共有し、第3期地区別計画の推進状況を確認するため、年1回程度開催する。
- (2) 幹事会は、次号に定める分科会による活動をはじめ、本郷第三地区における地域福祉保健活動を共有し、第3期地区別計画の進捗管理を行うとともに、情報の交換・共有・発信、取組の検討等を行う場とする。幹事会は、次に掲げる団体、委嘱委員、分科会等を代表する各1名以上で構成される。

ア 連合町内会

イ 自治会・町内会

ウ 地区社会福祉協議会

エ 民生委員児童委員協議会

オ 保健活動推進員

カ 支えあいネットワーク各分科会

キ 支えあいネットワーク事務局

ク その他幹事会が必要と認める団体等

- (3) 分科会は、第3期地区別計画のテーマ、将来像等を実現するために必要な取組を検討し、分科会の活動及び本郷第三地区における地域福祉保健活動に反映させる。分科会は、幹事会が推薦した団体、グループ、委嘱委員等から選出された各1名以上で構成される。
- 2 幹事会、分科会の開催は、各会が必要に応じて開催する。
- 3 幹事会、分科会の構成員は、出席した会議の内容を選出母体に報告し、母体の活動に資する。
- 4 幹事会、分科会の構成員として追加が望ましい団体、個人がある場合は、幹事会で検討し、幹事会出席者の2分の1以上の賛成を得て、これを追加する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、2年(年度)とする。ただし、構成員が欠けた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 支えあいネットワークに次の役員を置く。

- (1) 代表者(幹事会代表) 1名
- (2) 副代表者 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 分科会代表 各1名

2 代表者(幹事会代表)は、連合町内会から推薦された構成員又は地区社会福祉協議会会長とする。

3 代表者(幹事会代表)は、支えあいネットワークを代表し、会務を総理する。

4 副代表者は、幹事会の中から代表者が推薦し、幹事会の承認を得て選任する。

5 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故あるときは、その職務を代行する。

6 会計は、会計・出納を行う。

7 監事は、会計を監査する。なお、監事は他の役員を兼務することができない。

(事務局)

第6条 栄区役所、栄区社会福祉協議会及び横浜市中野地域ケアプラザを事務局と位置づけ、支えあいネットワークが円滑に活動を展開することができるように、会全体のコーディネートを担う。

(会計)

第7条 支えあいネットワークの基本的な運営に関わる経費は、栄区地域運営補助金、次項に定める会費、寄付金等をもって充てる。

2 会費は、支えあいネットワークの活動に参画・賛同する団体等から、1団体1万円を限度として受け入れることができる。また、特段の経費を要する事業を行う場合は、行政機関、栄区社会福祉協議会、横浜市中野地域ケアプラザなどの助成、支援を受け入れることができる。

3 横浜市中野地域ケアプラザが会計の補助を行う。

4 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は代表者が幹事会に諮って定める。

2 規約の改正については幹事会で諮り、幹事会出席者の2分の1以上の賛成を要する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。